

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：徳島県板野町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.5%
全職員	74.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	94.6%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.8%
31～35年	96.8%
26～30年	95.0%
21～25年	89.4%
16～20年	92.4%
11～15年	98.2%
6～10年	92.9%
1～5年	102.8%

【説明欄】

- ① 男性の約75%は任期の定めのない常勤職員だが、女性における任期の定めのない常勤職員は約42%に留まっており、給与水準の低い職員（会計年度任用職員）が女性に偏っている。
- ② 扶養手当は、男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性職員の割合は、約83%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。